

神戸市立老人福祉施設条例施行規則の改正について（概要）

1. 規則改正の趣旨

令和6年度介護報酬改定を踏まえた軽費老人ホーム生活費改定の実施、及び神戸市立ケアハウス和光園を令和7年度から廃止するに当たり、令和6年5月議会で神戸市立老人福祉施設条例の改正を行いました。条例の改正内容を踏まえた上で、必要な事項について神戸市立老人福祉施設条例施行規則の改正を行います。

2. 規則改正案の概要

<改正①>

厚生労働省より、令和6年度介護報酬改定を踏まえて軽費老人ホームの生活費の改定を行うよう技術的助言を受けて、第4条（使用料）の「月額生活費 44,810 円」を「月額生活費 46,634 円」に変更する。

<改正②>

神戸市立ケアハウス和光園の令和7年度からの廃止に伴い、神戸市直営の軽費老人ホームがなくなることから、「第4条（使用料）」「第5条（使用料の納付方法）」「別表第1の軽費老人ホームケアハウス和光園の欄」「別表第2（第4条関係）」を削除する。

3. 施行予定日

上記①：令和6年10月1日

上記②：令和7年4月1日